

公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する 検討会の運営について（案）

1 議事

本検討会の議事は、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 会議資料

（１）取扱い

本検討会の会議で使用した資料については、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したものその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

（２）公開方法

総務省ホームページに掲載する。

3 議事概要

（１）取扱い

本検討会の議事概要については、会議の終了後、速やかに事務局において作成し、構成員の了解を得た上で公開する。

（２）公開方法

総務省ホームページに掲載する。

4 構成員の代理

座長が必要と認める場合、地方公共団体等の構成員については、当該地方公共団体等の他の職員を当該構成員の代理として出席させることができる。